

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 僧 寿 し
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 良 本 宜 之
(J A S D A Q コード : 9 9 7 3)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 室 長 毛 利 謙 久
(TEL. 03-4586-1122)

定款一部変更及び役員選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」「取締役2名選任の件」について、2022年3月30日開催予定の第54期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

1) 定款変更の理由

- ① 当社の今後の事業領域の拡大に備え、想定される事業目的を新設するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ③ 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。ただし、2021年3月31日開催の第53期定時株主総会において選任され就任した取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものとします。

2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>①～⑫ (条文省略)</p>	<p>①～⑫ (条文省略)</p>
<p>⑬ 前各号に付帯する一切の業務。</p>	<p>⑬ <u>食肉の加工。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑭ <u>食肉の御並びに小売。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑮ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑯ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑰ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑱ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑲ <u>介護保険法に基づく訪問看護事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>⑳ <u>介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>㉑ <u>介護関連サービス。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>㉒ 前各号に付帯する一切の業務。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則 第1条 (電子提供措置等に関する経過措置) 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第15条 (株主総会資料の電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生じるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 第2条 (取締役の任期に関する経過措置) 定款第19条の規定にかかわらず、2021年3月31日開催の第53期定時株主総会において選任され就任した取締役の任期は、2022年12月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本条は、当該期日経過後、これを削除する。</p>

3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2022年3月30日 (水) 予定
定款変更の効力発生日 : 2022年3月30日 (水) 予定

2. 取締役2名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、取締役2名の選任を付議するものであります。

取締役候補者

氏名 (生年月日)	略歴	所有する当社の 株式の数
ふじ た ひで あき 藤 田 英 明 (1975年11月2日)	2016年8月 (株)アニスピホールディングス(旧社名 (株)CARE PETS) 設立 代表取締役(現任) 2019年4月 社団法人サービス管理責任者 理事(現任) 2019年5月 医療法人杏林会 理事(現任) 2020年10月 社団法人グラミン日本 アドバイザリー・ボードメンバー(現任) 2021年6月 社団法人全国障害者福祉事業者連名 理事長(現任) 2022年1月 NPO 法人いきば 理事長(現任)	2,273,000株
み うら たか ゆき 三 浦 孝 幸 (1979年7月16日)	2005年4月 スタイル(株) 入社 2010年3月 レゾナンスダイニング(株)(現 (株)アスラポート) MD部 部長 2011年11月 レゾナンスダイニング(株)(現 (株)アスラポート) 取締役 副社長 2017年4月 (株)アスラポート 取締役(現任) 2018年6月 (株)十徳 代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社と各社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、各社外取締役との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
3. 藤田英明氏、三浦孝幸氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見解をもとに、当社の経営を監督して頂くとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任するものであります。

以上